

答申第67号
平成21年12月3日

公立大学法人青森県立保健大学理事長 殿

青森県情報公開審査会
会長 石岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成21年6月25日付け青保大第194号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

県立保健大学非常勤職員採用試験の得点上位者に係る小論文回答用紙についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人青森県立保健大学（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった部分を開示しなかったことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成21年4月13日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「平成20年度公立大学法人青森県立保健大学非常勤職員採用試験の試験区分司書申込者に係る書類選考小論文審査結果における得点上位6名に関する小論文文書」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、平成20年度公立大学法人青森県立保健大学非常勤職員採用試験（以下「本件採用試験」という。）の試験区分「司書」の小論文審査結果における得点上位者6名それぞれの「㊟公立大学法人青森県立保健大学非常勤職員採用試験 小論文回答用紙」（以下「本件行政文書」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、受験者の氏名については条例第7条第3号に、受験者が記述した小論文については条例第7条第7号ニに該当するとして、当該部分を不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年4月20日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年6月19日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、受験者が記述した小論文部分の開示決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 本件処分において開示された部分は、「受付番号」のみである。当該部分は有意な情報とは言えず、一部開示決定としているが、実質は不開示に等しいものであり、実施機関が真しな対応をしているとは思われず、請求者を愚ろうするものである。

本件開示請求の対象は、小論文文書そのものであり、記述した個人名や受付番号の開示については請求していない。したがって本件開示請求の対象となる行政文書が小論文回答用紙と特定され、一体化された様式の中に氏名欄があるならば、その部分の非開示に関して異議はない。

- (2) 小論文について、開示しない理由として「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると判断される」とあるが、その具体性については何ら説明されていない。人事管理に係る事務であるからとして、このような抽象的理由を安直に提示し、一律に開示を拒否する理由付けとしているのは、情報公開制度の本旨に違背するものであり、その実施機関としての使命・責務を回避しているに過ぎない。

よって、本件開示請求に対し、当該部分を不開示とする相当の理由はないものと思料される。

- (3) 理由説明書に対する反論

ア 本件処分において開示された部分は「受付番号」のみであり、有意とは認められない情報である。また、本件は小論文文書そのものを開示請求したのであって、記述した個人名の開示を請求したものではない。

イ 自筆で記述された当該小論文の筆跡から、必ずしも特定の個人を識別できるとは言えない。近親者や友人等であっても、本人の筆跡を日常的に認識可能な状況下にある、極めて限定された関係者でなければ困難である。世に専門家である筆跡鑑定人の存在があるように、一般人には識別不可能である。

ウ 小論文は採用試験の書類選考における評価の対象物である。採用されることを目的とした受験者が申し込む際、試験案内に記載、提示されている書類選考の内容や指定された要件を踏まえた上で意図的に作成、記述しているところであり、全く自由に表現できるというものではなく、記述内容は自ずと制約される。そして、本件開示請求の対象となる6名の当該小論文が評定の結果合格しているという事実に着目すると、すでに各人の当初の目的は成就しており、この時点において当該6名はそれぞれ最大の権利利益を獲得していることになる。

エ 本件開示請求の対象である小論文は、実施機関が「評定については十分に公平性及び公正性が確保されている」と標榜する書類選考の小論文評定について、それを検証、吟味することが可能となる資料であり、また、実施機関が当該主張に係る説明責任を全うするための証拠資料である。開示することにより、実施機関の主張が立証されるはずであり、即ち実施機関の行政事務執行における適正な遂行、並びにその信用性、信頼性の確認に大きく資するものである。以上の観点から本件の開示は十分にその公益性を具備しているものと認知できるので、条例第9条に該当すると思料する。

オ 開示後、予想される質問等に対し回答するに当たり、実施機関の業務上「手間」、「負担」、「支障」がじゃっ起されるという懸念は、説明責任の補強という面を考慮した場合、公的機関の責務として、ある程度受忍すべきことと思われる。また、情報を公開することによって事後に派生する「面倒さ」、「煩雑さ」を想定し、それを理由とする不開示は、情報公開制度を担う実施機関として真しな対応とは思われず、その使命、責任を放棄するに等しいものである。

カ 公的機関が自ら執行した公務の説明責任に関して、誠実に努力、尽力する姿勢が肝要であり、それが行政に対する理解や信頼を得、ひいては県政の推進に寄与する道であると思われる。そして、このことは情報公開制度の主旨、目的に合致するものであり、県民の理解、認識を深めることになるものと思料する。

キ 前記ウで言及したように、当該小論文の記述内容については、当初から制約を受けていることが明らかであり、当該小論文を開示することが受験者の能力実証事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすとは思われない。さらに、前記オ及びカで指摘したように、開示後に生ずるとされる手間、負担をひたすら過剰なまでに想定、懸念し、ひいては「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる」とする実施機関の主張は、予断を持った抽象的なものであり、その具体性、実質性は認められず、合理的理由としての要件には当たらない。

(4) 意見書に対する反論

ア 本件開示請求の対象である小論文の筆跡から、特定の個人を識別できるか否かの争点について、実施機関の主張する「交友範囲の広い者であれば識別できる者の数も多い」とするのは、短絡的な判断であると言わざるを得ない。いかに本人の親兄弟・友人・知人といえども、本人の筆跡、つまり書いた文字そのものを、日常的に目にする機会の多い人でなければ、とうてい識別はできないものと思われる。したがって、単に交友範囲の広さが、本人の筆跡を識別できる人物の多さに直結するものではない。

また、筆跡自体は、かい書・崩し字・なぐり書き等、その時々での記述の仕方により差異が生ずることが明白であり、なおかつ本人の成長や加齢と共に変化していくものである。同一人物のこれらの筆跡の差異や変化を、つぶさに認識できる人でなければ識別することは困難である。いわんや記述した者と全く接点のない一般人が筆跡を見て、その人物を特定することは不可能である。

例えば、一部開示決定とされた当該小論文文書の中に試験区分欄があり、そこには本人が自筆で記入したと思われる「司書」という文字がある。この「司書」と書いた筆跡を見ただけで、特定の個人を識別できるであろうか。本件開示請求の対象である小論文文書の内容に記述された筆跡は、この意味において延長線上にある識別対象物であるということを認識されたい。

よって、「交友範囲の広い者であれば識別できる者の数も多いと言えることから、極めて限定された関係者でなければ困難とは言えず、さらには一般人には識別不可能と断定することはできない」とする実施機関の主張には相当無理がある。

イ 小論文が試験である以上、合格を目的とする受験者は、採用する側の意向や期待に沿った形での記述を心がけるとと思われる。指定された時事問題の選択ひとつにしても配意し、試験案内に記載され評価の対象となっている「識見・判断力・思考力等」の項目を踏まえ、それが小論文の内容に反映されるよう意図的に表現し記述するのが、一般的であると思われる。小論文作成に当たって、これらの観点から規制・制約が介在していることは否めず、実施機関が言うように「受験者が個人の意見や見解を自由かつ独自に表明して記述したもの」とは限らない。

また、実施機関は当該小論文を「公表すれば著作者である受験者の人格的利益を害するおそれがある」とし、さらに「開示により受験者に不利益が生じた場合、その損害を回復することは困難である」との主張を述べているが、これらに関しての法的保護に値する実質的な具体性について全く説明されていない。

当該小論文は評定の結果、各人の当初の目的である合格という最大の権利利益を事実上獲得しているのである。

ウ 小論文文書が開示されることにより、記載内容と選考基準及びその主な着眼点

とを照合し、評定を吟味・検証することが可能となる。そして純粹に「小論文」のみによって評価されたのか、実施機関の主張する「評定については十分に公平性及び公正性が確保されている」かどうかを知ることができるのである。このように客観性を踏まえた透明性が担保されてこそ、真に職員採用試験の適正な遂行が実現できることになるのであって、すなわち本件を開示することが、実施機関の行政執行に対する県民の信頼性・信用性を確保するための公益上の必要性があることを改めて強調しておきたい。

エ 実施機関は当該小論文の非開示理由として、開示により受験者からの質問・苦情・要望等が予想され、これらの「回答に係る業務が著しく負担となり、その他の業務への支障が懸念される」として、これまで、開示後想定されるとする手間・負担・支障の発生を前提とした危ぐをひたすら強調するのみであったが、ここに至ってはじめて「一定程度までの負担については問題としていない」と意見書において表明しているのは、いささか唐突な感があり言い訳めいている。また、実施機関の言う「受忍限度」、「一定程度」の範囲については、し意的判断となることがうかがえ、実施機関の都合のいいように解釈されるおそれがある。

オ 本件異議申立ての趣旨の本質的部分は、公的機関の行政執行に関しての透明性と説明責任の担保を求めるものである。同時に、条例に規定されている実施機関としての情報公開に対する認識・態度を改めて問い直すものである。情報公開に当たって実施機関は、その対応において誠実・真しであらねばならないことは、同条例の趣旨及び運用の指針にうたわれている。しかしながら、実施機関の対応は、本情報公開制度の本旨並びにその意図するものに鈍感であると言わざるを得ず、あまつさえ、それに反するものがうかがわれる。情報公開の総合的な推進に努めることを求められている実施機関として、この制度そのものの運用をい縮させるに等しい消極的姿勢は、誠に憂慮すべきことである。また、異議申立人が指摘している「行政の説明責任」に関し、実施機関から提出された理由説明書及び意見書において全く言及されていないのは、何らかの形でコメントがあるものと期待した異議申立人として、極めて残念なことであると申し添えておきたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及び意見書によると、おおむね、次のとおりである。

- 1 本件開示請求は、平成21年4月1日付け採用予定の非常勤職員採用試験の書類選考に係る評定の結果、上位6名までの者となった受験者が、受験申込みに当たり実施機

関に提出した小論文を請求したものであるが、これに対し、本学では、該当する文書を小論文回答用紙と特定し、当該文書の記載事項のうち、氏名及び小論文について不開示としたものである。

2 小論文回答用紙のうち、受験者の氏名は、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第3号に規定する「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

3 次に、当該小論文については、試験案内に自筆で記述する旨の特段の指示をしないものであるが、開示請求の対象となる6名のうち、ほぼ全員の小論文は自筆で記述されている。

これらの自筆で記述された小論文については、受験者が応募した事実を知る近親者や友人等であれば、その筆跡から特定の個人を識別することができることから、条例第7条第3号に規定する「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

4 また、当該小論文は、最近の時事問題に関し、受験者が個人の意見や見解等を自由かつ独自に表明して記述したものである。このため、当該小論文は受験者の人格に密接に関わる内容を有する未公表の著作物であることから、これを公表すれば、著作者である受験者の人格的利益を害するおそれがある。

さらに、当該小論文は公表を予定していないものであるから、受験者は公表されることを前提に小論文を作成したものでないと想定され、仮に当該小論文について、受験者に開示の可否を尋ねた場合には、開示についての上承を得ることができないことは容易に推測できる。

5 一方、本件開示請求は、書類選考の合格者全員を対象としたものであるが、合格者の小論文を開示した場合には、不合格となった受験者が自らの小論文と比較することが可能となり、既に開示された評定結果に関し、受験者から実施機関への質問、苦情及び要望等が行われることが予想される。

実施機関としては、これらの質問、苦情及び要望等に対し、評定者に問い合わせ、その意見などを確認して回答することとなるが、評定者がこれらの質問等に答えることは、相当程度手間のかかるものと考えられ、その負担が著しく重いものとなるおそれが認められる。その結果、評定者の物理的及び心理的負担が増大し、評定者の確保が困難になることが予想されるほか、実施機関においても、回答に係る業務が著しく負担となり、その他の業務への支障が懸念されるなど、職員採用試験の適正な遂行に支障を生じるおそれがあると認められる。

6 また、本件書類選考は、本件採用試験に当たり、多数の受験者の中から面接を行う

に足る者を、論理的な思考力及び文章を書く力がより高い者の中から選抜するために行ったものであり、当該小論文はその資料とされたものである。

このような人事選考のための小論文には、受験者の意見が十分かつ正確に反映されていなければならないが、当該小論文を開示することは、今後行われる同種の採用試験において、受験者の記述内容を制約することにつながると想定され、その結果、小論文による受験者の能力実証事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。

これらのことから、当該小論文は、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第7号ニに該当すると判断される。

8 なお、本件処分においては、小論文について条例第7条第7号ニに該当するとしたところであるが、理由説明書の提出に当たり、条例の該当性を精査した結果、条例第7条第3号及び第7号ニに該当することとし、不開示理由の根拠となる条項を追加するものである。

9 反論書に対する意見書

(1) 第3の2(3)のイについて

受験者の近親者や友人等であれば、当該受験者が本件採用試験に応募した事実と、小論文の筆跡の二つの情報から特定の個人を識別することは十分に可能であり、特に本件採用試験のように受験者が少ない場合には、識別の精度はさらに高まると言える。

また、筆跡等から特定の個人を識別できる者の数は、受験者の交友関係の広狭と相関関係にあり、交友範囲の広い者であれば識別できる者の数も多いと言えることから、「極めて限定された関係者でなければ困難」とは言えず、さらには「一般人には識別不可能」と断定することはできない。

(2) 第3の2(3)のウについて

本件採用試験における小論文については、様式及び字数については指定したものの、課題については、「最近の時事問題の中から興味のある話題を一つ取り上げ、これに関する」受験者の考えを記述させたものであり、具体的なテーマは、受験申込時点における社会的な出来事の中から、実質的に自由に選択できるものである。

このため、当該小論文は、最近の時事問題に関し、受験者が個人の意見や見解等を自由かつ独自に表明して記述したものであり、受験者の人格に密接に関わる内容を有する未公表の著作物であると言えることから、これを公表すれば、著作者である受験者の人格的利益を害するおそれがある。

(3) 第3の2(3)のオについて

実施機関としては、受忍限度を超えて質問等が行われた場合については著しく負担となるため、職員採用試験の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるとしているのであり、質問等が行われたことによる一定程度までの負担については問題としていないことから、異議申立人の主張は正当性のないものである。

(4) 第3の2(3)のエについて

既に異議申立人は、当該小論文に不開示とすべき情報が記録されていることを認識しているものと推測するが、前述のとおり当該小論文を開示した場合には、受験者の人格的利益を害するおそれ及び職員採用試験の適正な遂行に支障を生じるおそれがあることが認められ、特に、開示により受験者に不利益が生じた場合、その損害を回復することは困難である。

このため、当該小論文を開示しないことにより得られる利益と、異議申立人の主張する公益上の必要性を比較衡量しても、当該小論文を開示することについて、公益上特に必要があるとは認められない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が実施した本件採用試験において、試験区分「司書」の小論文審査結果における得点上位者6名（以下「得点上位者」という。）それぞれが作成した小論文回答用紙であり、得点上位者の試験区分、氏名、受付番号及び得点上位者が記述した小論文が記載されている。実施機関が本件処分において不開示とした

部分で、本件異議申立ての対象となっているものは、得点上位者が記述した小論文（以下「本件情報」という。）であると認められる。

3 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、本件処分において、条例第7条第7号ニに該当するとして、本件情報を不開示としているが、その提出した理由説明書において、「条例の該当性を精査した結果、条例第7条第7号のほかにも同条第3号に該当することとし、不開示理由の根拠となる条項を追加する」旨の主張をしているので、本件情報の条例第7条第3号該当性について検討する。

(1) 本件情報について

本件情報は、得点上位者が、最近の時事問題の中から興味ある話題を一つ取り上げ、その話題について自分の考えを自筆又は印字により記述した内容であると認められる。

(2) 条例第7条第3号本文該当性について

ア 条例第7条第3号本文の趣旨

(ア) 条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

(イ) このうち、「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」の趣旨は、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報とするものであり、照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれるものである。

(ウ) 次に、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の趣旨は、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあるこ

とから、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合については、不開示情報とするものである。

イ 筆跡の個人識別性について

- (ア) 実施機関は、理由説明書において、「開示請求の対象となる6名のうち、ほぼ全員の小論文は自筆で記述されて」おり、「これらの自筆で記述された小論文については、受験者が応募した事実を知る近親者や友人等であれば、その筆跡から特定の個人を識別することができる」と主張している。
- (イ) 一般に、筆跡は、格別の事情がない限り、第三者が知り得るものではないことから、筆跡単独では特定の個人を識別することができないものと認められる。
- (ウ) 条例第7条第3号の個人識別情報には、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものも含まれるが、これは、個人識別情報の範囲を広げる附加的規定である。このことから、「他の情報」の範囲によって、不開示情報の範囲が本来の個人識別情報の範囲を大きく超えて拡大することになれば、それは、条例が想定していないところであり、この点については、開示された情報のみでは特定の個人を識別することはできないとは言い難いが、開示された情報とほとんど等しいもの、すなわち、一般人が通常入手し得る情報と組み合わせると特定の個人が識別され得る場合には、本来の個人識別情報と同様に取り扱わざるを得ないという趣旨に解するのが相当である。
- (エ) 実施機関は、本件採用試験に「応募した事実」と得点上位者の「筆跡」の二つの情報から、個人が識別できるとしているが、当該情報は、当該得点上位者と特別の関係にある者のみが有する情報であると考えられるため、個人識別性を判断する上での「他の情報」には含まれないと解される。
- (オ) よって、本件情報の筆跡は、一般人が通常入手し得る情報と組み合わせたとしても、特定の個人を識別することはできないと認められる。

ウ 「なお個人の権利利益を害するおそれ」について

- (ア) 実施機関は、本件情報について、「最近の時事問題に関し、得点上位者が個人の意見や見解等を自由かつ独自に表明して記述したものであり、当該小論文は得点上位者の人格に密接に関わる内容を有する未公表の著作物であることから、これを公表すれば、著作者である得点上位者の人格的利益を害するおそれがある」として、条例第7条第3号本文の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する旨主張している。
- (イ) 実施機関が主張する「著作者である得点上位者の人格的利益」について、実

施機関に具体的な説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「著作権法（昭和45年法律第48号）上の著作者人格権並びに得点上位者の思想及び信条等の個人の内面の考えを指す」旨述べている。

(ウ) 「著作者人格権」について

a 本件情報は、得点上位者が、最近の時事問題について自分の考えを述べたものであるため、著作権法上の著作物に当たることは明らかである。

また、実施機関の理由説明書によると、得点上位者が提出した小論文は、公表を予定していないとのことであるから、得点上位者は、当該小論文について著作者人格権としての公表権（著作権法第18条）を有するものと認められる。

b 一方、著作権法第18条第3項第3号では、著作者が、未公表の著作物を別段の意思表示（情報公開条例の規定に基づく開示に同意しない旨の意思表示）をせずに地方公共団体等に提供した場合には、情報公開条例の規定により当該地方公共団体等が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することについて、同意したものとみなすとされているところである。

このため、実施機関に対し、本件処分を行うまでの間に、得点上位者から当該小論文について開示に反対する旨の意思表示はなかったのか説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「得点上位者から別段の意思表示はない」旨の回答をしているところである。

c 本件情報は、得点上位者から別段の意思表示なく実施機関に提供されており、このことは、上記のとおり、得点上位者が条例に基づく開示に同意したものとみなされるのであるから、本件情報を公にしても、当該者の著作権法上の著作者人格権を害することにはならないものと認められる。

(エ) 「得点上位者の思想及び信条等の個人の内面の考え」について

本件情報は、得点上位者が、最近の時事問題について自分の考えを述べたものであり、その内容は、得点上位者の社会的な関心に基づく意見、信条、理念等を記述したものであることが認められる。

そして、それらの意見等は、得点上位者の人格、思想、社会観等と密接に結び付いたものであることが明らかであるから、得点上位者は、それらの意見等を公表すべきかどうかについて自らの意思で決断するという、一種の人格権ともいうべき利益を有しているものと解することができる。

また、実施機関が、理由説明書において「当該小論文は、公開を予定していない」と述べていることからすると、得点上位者が小論文を実施機関に提出した後、当該小論文の公開が予定されているといった事情も認めることはできない。よって、本件情報が公になると、得点上位者の権利利益が害されるものと認めることができる。このことは、本件情報に個人識別性が認められない場合でも同様というべきである。

(オ) 以上から、本件情報は、条例第7条第3号本文の「特定の個人を識別するこ

とはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するものと認められる。

エ よって、本件情報は、条例第7条第3号本文に該当する。

(3) 条例第7条第3号ただし書該当性について

ア 条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書イ）、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書ロ）又は「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ハ）に該当する場合は、開示すると規定している。

イ 本件情報は、本件採用試験の受験者が記述した小論文であり、条例第7条第3号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

(4) 以上から、本件情報は、条例第7条第3号に該当する。

4 条例第7条第7号該当性について

実施機関は、本件処分において、条例第7条第7号ニに該当するとして、本件情報を不開示としているが、上記3において検討したとおり、本件情報は条例第7条第3号に該当するものと認められるため、条例第7条第7号該当性について別途検討することは、要しない。

5 条例第9条の適用について

異議申立人は、反論書において、本件情報は、「書類選考の小論文評定について、それを検証、吟味することが可能となる資料であり」、「実施機関の行政事務執行における適正な遂行、並びにその信用性、信頼性の確認に大きく資するものである」から、本件情報を開示することは、「十分にその公益性を具備しているものと認知できる」として、「条例第9条の公益上の理由による裁量的開示が可能な情報である」旨主張しているところである。

条例第7条第3号本文に該当する情報に係る、同号ただし書ロの「人の生命、健康

等の基本的な権利利益の保護」以外の公益との調整は、条例第9条の「公益上の理由による裁量的開示」の規定により図られることから、以下、本件情報への条例第9条の適用について検討する。

(1) 条例第9条の趣旨

ア 条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号又は第2号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」とし、不開示情報について、実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行うことができることを定めている。

イ これは、条例第7条各号に定める不開示情報については、基本的に開示してはならないものであるが、このような不開示情報であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示することの利益が開示とすることの利益に優越すると認められる場合があり得ることを否定できないため、不開示情報であっても、実施機関の高度な行政的判断により裁量的に開示することができることとしたものである。

ウ また、「公益上特に必要があると認めるとき」とは、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合をいうものであり、裁量的開示を行うに際しては、不開示情報の性質と開示することによる公益とを比較衡量することとなるが、個人に関する情報の場合には、個人の人格的な権利利益を侵害しないよう慎重な配慮をしなければならないものである。

(2) 本件情報の裁量的開示

ア 条例第9条は、上記(1)のとおり、条例第7条各号の不開示情報について、公益上「特に」必要があると認めるときに、実施機関の高度な行政的判断による、いわゆる裁量的開示を認めた規定である。

したがって、本件情報について、実施機関が条例第9条を適用して裁量的開示を行わなかったこと、すなわち、裁量権を行使しなかったことが違法ないし不当であると言うためには、実施機関に裁量権の逸脱ないし濫用があったと認められる必要があるものである。

イ 特に、本件情報のような個人に関する情報について裁量的開示を行う場合には、「個人の人格的な権利利益を侵害しないよう慎重な配慮をしなければならない」

と解されているところであり、個人に関する情報についての裁量的開示は、より限定的であるべきである。

ウ 上述のとおり、本件情報は、得点上位者の社会的な関心に基づく意見、信条、理念等を記述したものであり、その内容は、得点上位者の人格、思想、社会観等と密接に結び付いたものであると認められる。本件情報を公にした場合に、本件採用試験が適正に実施されているかどうか、検証することが一定程度可能となるとしても、その余の特段の事情があるとまでは認められない。このことからすれば、このような性格を有する本件情報を開示することによって生じる当該個人の不利益を考えた場合、これを上回る公益上の必要性があるとまでは認めることはできない。

よって、本件情報について、実施機関が条例第9条を適用して裁量的開示を行わなかったことに裁量権の逸脱ないし濫用があると認めることはできない。

6 結論

以上のとおり、本件情報は条例第7条第3号に該当するので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 6 月 26 日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成21年 7 月 13 日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成21年 7 月 24 日 (第157回審査会)	・審査を行った。
平成21年 8 月 4 日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成21年 8 月 12 日	・実施機関からの意見書を受理した。
平成21年 8 月 28 日 (第158回審査会)	・審査を行った。
平成21年 9 月 14 日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成21年 9 月 18 日 (第159回審査会)	・審査を行った。
平成21年10月 9 日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成21年10月 23 日 (第160回審査会)	・審査を行った。
平成21年11月 25 日 (第161回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	子育て支援ボランティア COCOAあおもり代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部准教授	
紺屋 博昭	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成21年12月3日現在)